

砂防関係施設に係る追加条項（施設所有管理者特約条項）

（施設及び業務）

第1条 この追加条項において、施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」という。）

第1条（事故）の「保険証券記載の施設もしくは設備」とは「被保険者が管理するすべての砂防関係施設」をいい、「保険証券記載の業務」とは「砂防関係施設の維持管理」をいいます。

（書類の閲覧及び変更通知）

第2条 当社は、必要に応じて被保険者に対し、被保険者が管理する砂防関係施設について、その場所、箇所数等を明示した書類の閲覧を求めることができます。

2 被保険者は、この保険契約の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中の箇所数の異動が、保険期間の開始日における箇所数の10%を超えた場合に限り、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）第8条（通知義務）第1項第2号の規定に基づく当会社への通知を行わなければなりません。

（保険金額及び免責金額）

第3条 この保険契約の保険金額および免責金額は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとします。

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| (1) 対人賠償保険金額 | 1名につき | 1,000万円 |
| | 1事故につき | 1億円 |
| (2) 対物賠償保険金額 | 1事故につき | 1,000万円 |
| (3) 免責金額 | 対人賠償・対物賠償とも無し | |

（保険料の収受）

第4条 本保険契約の保険料を被保険者は、保険始期日の前日までに支払うものとします。

（当会社の支払責任）

第5条 当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧まで（前条で適用を除外しているものを除きます。）及び特約条項第2条（免責）(1)から(2)までに掲げる損害（第6条第1項において保険金を支払う旨定めているものを除きます。）のほか、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反した管理に起因する賠償責任

（アジャスターの派遣）

第6条 車両事故の場合に損害額が20万円を超える見込みの場合に、当社はアジャスターを修理工場へ派遣し、損害を調査するものとします。調査終了後、その調査結果を被保険者へ送付するものとします。

(解決への協力)

第7条 損害賠償事務について当社は、必要に応じ事故に関する調査や適切な助言を被保険者に行うものとします。当社は事案の解決に向け被保険者に協力するものとします。

(弁護士への委託)

第8条 被保険者は次に掲げる場合に、当社の承認を得て弁護士に交渉を委任することができるものとします。その費用は普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）第1項第4号の「費用」に含まれるものとします。

- (1) 示談交渉（結果として契約者に賠償責任が発生しない場合を含みます。）に際し、被害者またはその関係者から被保険者の職員に対して暴言、脅迫、暴行またはそれらの類似行為があった場合
- (2) 示談交渉に際し、被保険者の職員だけでは対応が困難な場合

(個人情報の保護)

第9条 当社は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を遵守します。

(普通約款等との関係)

第10条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しない限り、普通約款、特約条項及びこの保険契約に付帯する他の追加条項の規定を適用します。

普通約款及び特約条項の名称及び条項は、契約する保険会社のものに修正するものとします。
--